

別表(第3条関係)

違反の内容	対象漁業種類	根拠法令	停泊処分日数			参考(司法処分)
			停泊命令を受ける者の犯数			
			初犯	2犯	3犯	
無許可操業違反		法第57条第1項、規則第4条	10	20	40	法第190条第3号 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
停泊命令等違反		法第27条、法第34条、法第131条第1項、規則第48条第1項	10	20	40	法第190条第2号 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
制限措置内容違反		法第47条、規則第16条第1項	10	20	40	法第190条第4号 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
許可の条件違反		法第44条第1項及び第2項、規則第13条第1項及び第2項	5	10	20	法第193条第2号 (6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
委員会指示違反		法第120条第11号	10	20	40	法第191条 (1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)
特定水産動植物の採捕違反		法第132条第1項	10	20	40	法第189条第1号 (3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金)
禁止漁法又は禁止漁具違反	小型機船底びき網漁業	省令第75条第1項及び第2項	10	20	40	省令第117条第1項第1号 (2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科)
禁止漁業違反		法第119条第1項、規則第32条	10	20	40	法第190条第8号 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
特定水産資源の採捕停止等の命令違反		法第33条	10	20	40	法第190条第2号 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
全長制限、禁止期間違反		規則第34条第1項	5	10	20	規則第58条第1項第1号 (6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科)
漁具漁法の制限及び禁止違反		規則第35条	5	10	20	
その他違反			5	10	20	

備考 この表において、「法」とは漁業法(昭和24年法律第267号)を、「省令」とは漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)を、「規則」とは高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)をいう。